

# 特定非営利活動法人 加西市国際交流協会 会員規約

## 第1条(規約の適用)

この会員規約(以下「規約」という)は、特定非営利活動法人加西市国際交流協会(以下「当法人」という)と、特定非営利活動法人加西市国際交流協会の会員(以下「会員」という)との関係に適用され、当法人に入会した時点で、本規約を承諾したものとみなす。

## 第2条(会員及び入会)

会員とは当法人の正会員と賛助会員を指し、国際交流や多文化共生に関する当法人の事業に賛同いただけた方で本規約を承認の上、入会申込書に必要事項を記入し当法人に提出した方をいう。入会は、入会申込に対して理事長がこれを承認したときに成立する。なお、正会員とはこの法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。賛助会員とはこの法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体。

## 第3条(入会の審査及び拒否)

当法人は、入会申し込みを行った者が次のいずれかに該当すると判断した場合、入会可否を決定する審査会に基づき決定する。なお、当法人への入会を承認しない場合がある。

1. 過去(入会申し込みをした時点を含む)に本規約の違反等により、当法人の入会承認が取り消され、又は処分とされた事がある場合。
2. 入会申し込みの内容に虚偽の記載がある場合。
3. 当法人の趣旨と目的を理解せず、当法人の活動への支援を継続できないと判断される場合。
4. 当法人への入会・退会を繰り返し、変則的な会員活動を行った場合。
5. その他、当法人が会員とする事を不適当と判断する場合。
6. 過去に会費を滞納した履歴がある場合。
7. 未成年者の入会申し込みに関し、保護者の同意を得ていない場合。  
(申込者は申込時点で当会に対し、保護者の同意があることを保証するものとする。)

当法人は、入会を承認した後でも、承認した会員が前項各号のいずれかに該当する事が判明した場合には、入会及び会員継続の撤回を行うことができるものとする。その場合、既に納入した会費等の返却は行なわないものとする。

## 第4条(会員特典)

会員は、次の各号の特典を受けることができるものとする。

- (1) 会員限定クーポンの発行(再発行は基本的に行なわないものとする)
- (2) 当法人が企画する事業・イベントの先行案内
- (3) ニュースレター送付(電子媒体)
- (4) 事業及びチケット等の会員優先・会員割引価格での提供(対象外の行事もあります)
- (5) その他当法人が定める特典

## **第5条(会費等)**

会員は、入会時および次条に定める会員資格の有効期限の延長時に、次に定める年会費(以下「会費」という)を当法人に支払うものとする。

- (1) 正会員 年会費 個人 2,000 円 団体 20,000 円
- (2) 賛助会員 年会費 個人 一口 1,000 円 団体 一口 10,000 円

## **第6条(会員資格の有効期間)**

会員資格の有効期限は、入会年度の次年度の5月末日とする。(例:入会日=平成28年5月20日 → 有効期限=平成29年5月31日)

入会後、会員資格は1年毎の更新によって継続することができる。有効期限満了の月の10日までに会員から特に申し出がない限り、会員資格継続の意思があると見なし、自動更新となる。但し、当法人が更新を認めない場合はその限りではない。

## **第7条(会員の義務等)**

入会後、会費納入の義務が発生する。

(会員資格継続の意思があると見なされて自動更新された場合も同様)

## **第8条(退会)**

会員は当法人からの退会を希望する場合、有効期限満了月の10日までにメールまたは電話で退会の意思を伝えるものとする。但し、第6条の定めにより会員資格が1年毎の更新のため、年度の途中での退会はできない。また、有効期限内に納めた会費は返納しないものとする。

## **第9条(資格の喪失等)**

会員が、次の各号に該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

1. 退会の意思を伝えたとき。
2. 当法人に連絡なく継続して会費を滞納したとき。
3. 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
4. 当法人の運営委員会に諮り、会員であることが不適切であると判断されたとき。

## **第10条(事業内容の変更及び中止)**

当法人の運営状況その他の予期せぬ事情により、会員に対し事前に何らの通知を行う事なく、当法人の事業の全部又は一部の提供を変更又は、中止ができる事とする。当法人はその際、当法人からの郵便物・メールおよび当法人のホームページ上の表示のいずれかにより事後に会員に対し通知を行うものとする。

## **第 11 条(個人情報の取り扱い)**

当法人は、会員の個人情報を厳重に管理する義務を負う。ただし、当法人は、裁判所や警察署の公的機関から法律に基づく正式な照会を受けたとき、申し込み者の個人情報を開示する事がある。

## **第 12 条(損害賠償)**

会員は、当法人の利用に関し、自己の責に帰すべき事由により当法人又はその他の第三者に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負う事とする。

## **第 13 条(免責)**

当法人の使用に関し会員に生じた損害について当法人の責に帰する場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。

## **第 14 条(規約の変更)**

当法人は、会員に対し事前に何らの通知を行うことなく、本規約の内容を変更、追加、修正、削除することができる。当法人は、前項の場合、第 10 条に定める方法により事後に会員に対し通知を行うものとする。

## **第 15 条(協議事項)**

本規約に定めない事項又は、本規約の解釈について疑問が生じた場合、会員および当法人は双方誠意を持って協議の上これを解決するものとする。

## **第 16 条(代金の支払い)**

会員は、当法人が指定する支払い方法及び支払い期日に従い、事業等会員特典による参加料及び商品等購入に伴う代金の入金を行うものとする。当法人は、支払日に会員の事業等における代金の入金が確認できない場合、当該事業等に対する申し込みを無効にする場合もある。

## **附則**

1 この規約は、2018 年 4 月 1 日から施行する。